



# 宮 崎 県 公 報

平成29年3月30日(木曜日)号外 第22号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 企業局企業管理規程

○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程	1
○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程	2
○宮崎県企業局職員倫理規程の一部を改正する企業管理規程	3
○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程	4
<b>病院局企業管理規程</b>	
○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程	7
○宮崎県病院事業職員倫理規程の一部を改正する企業管理規程	9
<b>教育委員会規則</b>	

○県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	9
○市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	10
○教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則	10
○県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則	12
<b>教育委員会訓令</b>	
○国体・高校総体準備室設置規程	13
<b>公安委員会規則</b>	
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	14
○宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則	15

## 企業局企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成29年3月30日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

### 宮崎県企業局企業管理規程第2号

#### 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略]  2～6 [略]	(特殊勤務手当) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>家畜伝染病防疫手当</u> (5) <u>用地交渉手当</u> 2～6 [略] 7 <u>家畜伝染病防疫手当は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき、従事した1日につき、380円を支給する。</u> 8 <u>用地交渉手当は、企業職員が事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。）で、次の各号に掲げる事項についてその土地等の権利者、被補償者等に面接してそれぞれ最初の説明を行った日以後継続的に行われ、当該説明の日から起算して1月を経過した日においてなお終了していない一</u>

<p>7. [略]</p>	<p>連の交渉のうち、当該1月を経過した日以後に行われる交渉で職員の心身に著しい負担を与えるものに従事したとき、従事した1日につき、650円（業務が深夜において行われた場合にあっては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）を支給する。</p> <p>(1) 土地の取得等</p> <p>(2) 土地の取得等のために必要な測量又は調査のための土地等への立入り</p> <p>(3) 土地の取得等を伴う事業におけるその土地等の権利者に影響を及ぼす施設等の設計</p> <p>(4) 損失の補償</p> <p>(5) 損失の補償のために必要な測量又は調査のための土地等への立入り</p> <p>(6) 損失の補償を伴う事業におけるその被補償者等に影響を及ぼす施設等の設計</p> <p>9. [略]</p>
---------------	---

附 則

この企業管理規程は、平成29年4月1日から施行する。

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成29年3月30日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第3号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして管理者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子<del>(民法</del><u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</u>であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして管理者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>
<p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして管理者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項の規定は、第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子<del>(民法</del><u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</u>であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により</p>

のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

## 5 [略]

(介護休暇)

第12条の2 管理者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）  
、父母、子、配偶者の父母又は職員と同居している次の各号に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 父母の配偶者
- (3) 配偶者の父母の配偶者
- (4) 子の配偶者
- (5) 配偶者の子

2 前項の休暇（以下「介護休暇」という。）の期間は、同項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

## 3・4 [略]

## 附 則

この企業管理規程は、平成29年4月1日から施行する。

宮崎県企業局職員倫理規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成29年3月30日

同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして管理者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、管理者が定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、管理者が定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営に支障がある」と読み替えるものとする。

## 5 [略]

(介護休暇)

第12条の2 管理者は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）  
、父母、子、配偶者の父母又は職員と同居している次の各号に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 父母の配偶者
- (3) 配偶者の父母の配偶者
- (4) 子の配偶者
- (5) 配偶者の子

2 前項の休暇（以下「介護休暇」という。）の期間は、要介護者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次条において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

## 3・4 [略]

(介護部分休暇)

第12条の3 管理者は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合においては、休暇を与えることができる。

2 前項の休暇（以下「介護部分休暇」という。）の期間は、要介護者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護部分休暇の単位は、30分とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間の範囲内とする。

宮崎県企業局企業管理規程第 4 号

宮崎県企業局職員倫理規程の一部を改正する企業管理規程

宮崎県企業局職員倫理規程（平成19年宮崎県企業局企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(利害関係者との間における禁止行為)</p> <p>第 5 条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和23年法律第 25号）第 2 条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(利害関係者との間における禁止行為)</p> <p>第 5 条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 利害関係者から未公開株式（<u>金融商品取引法</u>（昭和23年法律第25号）第 2 条第16項に規定する<u>金融商品取引所</u>に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この企業管理規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成29年 3 月30日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第 5 号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 物品受払通知者 管理者又はその委任を受けて物品の<u>受払い</u>を通知する者をいう。</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>(収入書類の作成及び調定)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>(調定のための調査等)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 収入徴収者は、前項の場合において、法令又は契約に別段の定めがあることにより収入金を分割して納付させるときは、分割された各収入金ごとに納入通知書を作成して交付しなければならない</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>収入金</u> 局において収入すべき一切の現金（現金に代えて納付される証券を含む。）をいう。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) 物品受払通知者 管理者又はその委任を受けて物品の<u>受払い</u>を通知する者をいう。</p> <p>(8)～(10) [略]</p> <p>(収入金の計算法)</p> <p>第34条 収入金の計算は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除くほか、次の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 年額をもって定めたもので1年に満たないものは月割</p> <p>(2) 月額をもって定めたもので1月に満たないものは、その月の日数による日割</p> <p>(収入書類の作成及び調定)</p> <p>第34条の 2 [略]</p> <p>(調定のための調査等)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2 <u>収入徴収者は、前項の場合において、当該収入金が口座振替の方法により収納すべきものであるときは、同項の規定にかかわらず、当該納入通知書は、当該収入金の納入義務者が第38条第 1 項の規定により口座振替による納付の約定をした出納取扱金融機関に送付しなければならない。この場合においては、その旨を当該納入義務者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 収入徴収者は、<u>第 1 項</u>の場合において、法令又は契約に別段の定めがあることにより収入金を分割して納付させるときは、分割された各収入金ごとに納入通知書を作成して交付しなければなら</p>

い。

(納入期限)

第37条 収入金の納入期限は、法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、次に掲げる区分によって指定しなければならない。ただし、指定すべき日が日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項に掲げる日(以下「日曜日等」という。)にあたるときは、その日後の日曜日等でないその日に最も近い日とする。

(1)～(4) [略]

(資金前渡できる経費の指定)

第53条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 公社、公団に支払う経費

(3) [略]

(4) 郵便切手類の購入及び交通機関による輸送に要する経費で即時支払いを必要とするもの

(5)～(8) [略]

(9) 式典、講習会、協議会その他これに類する会合の場所において、直接現金で支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる経費

(10)～(12) [略]

(13) [略]

(概算払できる経費の指定等)

第59条 令第21条の6第5号の規定により概算払のできる経費は、次のとおりとする。

(1) 公社、公団に支払う経費

(2)～(4) [略]

2 [略]

(入札保証金)

第88条 令第21条の15の規定による入札保証金の率は、入札金額(入札者が入札書に記載した金額に100分の105を乗じて得た金額)の100分の5以上とする。

2 前項の入札保証金は、次の各号の一に該当すると認めるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 競争入札に参加しようとする者が、国(公団等を含む。以下同じ。)又は地方公共団体(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。以下同じ。)であるとき。

ない。

(納入期限)

第37条 収入金の納入期限は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除くほか、次に掲げる区分によって指定しなければならない。ただし、指定すべき日が日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項各号に掲げる日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日後の日曜日等でないその日に最も近い日とする。

(1)～(4) [略]

(資金前渡できる経費の指定)

第53条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 公社に支払う経費

(3) [略]

(4) 日本放送協会に支払う受信料

(5) 収入印紙、収入証紙又は郵便切手類の購入に要する経費

(6) 運搬又は交通機関による輸送に要する経費で即時支払を必要とするもの

(7)～(10) [略]

(11) 講習会等受講料及び資格取得に要する経費で直接現金で支払う必要があるもの

(12) 式典、協議会その他これに類する会合の場所において、直接現金で支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる経費

(13)～(15) [略]

(16) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の引渡しに要する経費

(17) [略]

(概算払できる経費の指定等)

第59条 令第21条の6第5号の規定により概算払のできる経費は、次のとおりとする。

(1) 公社に支払う経費

(2)～(4) [略]

2 [略]

(自動口座振替による支払)

第63条の2 令第21条の5第1項第8号、第12号及び第13号に掲げる経費並びに第53条第4号に掲げる経費は、当該経費の支払に係る専用の口座から自動口座振替により支払うことができる。

(入札保証金)

第88条 令第21条の15の規定による入札保証金の率は、入札金額(入札者が入札書に記載した金額に100分の108を乗じて得た金額)の100分の5以上とする。

2 前項の入札保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 競争入札に参加しようとする者が、国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第89条第2項第3号及び第8号並びに第128条第2項第1号において同じ。)、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。以下同じ。)又は宮崎県

(契約保証金)

第89条 [略]

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 自治令第 167条の 5 及び第 167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間<sup>に</sup>国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約(工事請負契約等<sup>で</sup>その工期が 2 箇年を超えるもの<sup>に</sup>あつては、完成期日が過去 2 箇年の間にあるもの)を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)・(5) [略]

(6) [略]

(7) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。

(8) [略]

(見積書)

第 128条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、見積書を省略することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 官報、郵便切手その他公定価格の定めがあるものを購入するとき。

(4)・(5) [略]

(備品、準備品の調査等)

第 163条 物品管理者は、その管理する備品及び準備品について、毎事業年度 1 回以上企業出納員又は企業出納員が指定した職員<sup>の</sup>立会いのうえ、その保管状況を調査しなければならない。

2・3 [略]

(交換の手続き)

第 169条 [略]

2・3 [略]

4 交換した物品が備品であるときは、第 150条第 7 項又は第 166条第 4 項の例により総務課長に関係書類を送付しなければならない。

別表第 1 勘定科目表  
電気事業会計勘定科目表  
[略]

4 流動資産

款	項	目	節	細節	細々節	備考
流動資産						

の出資法人等への関与事項を定める条例(平成22年宮崎県条例第25号)第2条第1号及び第2号に規定する法人(以下「出資法人等」という。)であるとき。

(契約保証金)

第89条 [略]

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 自治令第 167条の 5 及び第 167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間<sup>に</sup>国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約(長期継続契約以外の複数年度にわたる契約<sup>にあつては</sup>、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間にあるもの)を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(4)・(5) [略]

(6) 令第21条の14第1項第5号の規定に基づき随意契約を締結するとき。

(7) [略]

(8) 国、地方公共団体又は出資法人等と契約を締結するとき。

(9) [略]

(10) 特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(見積書)

第 128条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を省略することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 官報、新聞、雑誌、法規追録等の定期刊行物又は書籍、図鑑等を購入するとき。

(4) 収入印紙、収入証紙又は郵便切手類を購入するとき。

(5)・(6) [略]

(備品、準備品の調査等)

第 163条 物品管理者は、その管理する備品及び準備品について、必要に応じて企業出納員又は企業出納員が指定した職員<sup>の</sup>立会いのうえ、その保管状況を調査しなければならない。

2・3 [略]

(交換の手続き)

第 169条 [略]

2・3 [略]

4 交換した物品が備品であるときは、第 191条第 1 項又は第 2 項の例により総務課長に関係書類を送付しなければならない。

別表第 1 勘定科目表  
電気事業会計勘定科目表  
[略]

4 流動資産

款	項	目	節	細節	細々節	備考
流動資産						

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	雑流動 資産	雑流動 資産					雑流動 資産	雑流動 資産							仮払消 費税					
	貸倒引 金														貸倒引 金					
		営業未 収金 [略]														営業未 収金 [略]				

様式第39号 (その1)

[略]	
契約保証金額	[略]
[略]	

様式第39号 (その1)

[略]	
契約保証金額	[略]
支払の期日	請求書を受理してから 日以内
[略]	

附 則

この企業管理規程は、平成29年4月1日から施行する。

病院局企業管理規程

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成29年3月30日

宮崎県病院局長 土持正弘

宮崎県病院局企業管理規程第1号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(資金前渡できる経費の指定) 第47条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>公社又は公団</u> に支払う経費 (3) [略]	(資金前渡できる経費の指定) 第47条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>公社</u> に支払う経費 (3) [略] (4) <u>日本放送協会</u> に支払う受信料 (5) <u>収入印紙、収入証紙又は郵便切手類の購入</u> に要する経費 (6) <u>運搬又は交通機関による輸送</u> に要する経費で即時支払を必

<p>即時支払を必要とする経費 (5)～(9) [略]</p> <p>(10) 講習会、協議会その他これらに類する会合の場所において、直接現金で支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる経費</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略] (概算払のできる経費の指定等)</p> <p>第53条 令第21条の6第5号の規定により概算払のできる経費は、次のとおりとする。 (1) 公社又は公団に支払う経費 (2)～(5) [略]</p> <p>2 [略] (口座振替の方法による支出)</p> <p>第56条 [略]</p> <p>(入札保証金)</p> <p>第81条 [略]</p> <p>2 前項の入札保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。 (1)・(2) [略] (3) 競争入札に参加しようとする者が、国(公団等を含む。以下同じ。)又は地方公共団体(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。以下同じ。)であるとき。</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第82条 [略]</p> <p>2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。 (1)・(2) [略] (3) 自治令第 167条の5及び第 167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間<sup>に</sup>国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約(工事請負契約等<sup>で</sup>その工期等が2箇年を超えるもの)にあっては、完成期日が過去2箇年の間に</p>	<p>要とするもの (7)～(11) [略]</p> <p>(12) 講習会等受講料及び資格取得に要する経費で直接現金で支払う必要があるもの</p> <p>(13) 協議会その他これに類する会合の場所において、直接現金で支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる経費</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく再資源化預託金等及び再資源化預託金等の管理に関する料金</p> <p>(16) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の引渡しに要する経費</p> <p>(17) [略] (概算払のできる経費の指定等)</p> <p>第53条 令第21条の6第5号の規定により概算払のできる経費は、次のとおりとする。 (1) 公社に支払う経費 (2)～(5) [略]</p> <p>2 [略] (口座振替の方法による支出)</p> <p>第56条 [略] (自動口座振替による支払)</p> <p>第56条の2 令第21条の5第1項第8号、第12号及び第13号に掲げる経費並びに第47条第4号に掲げる経費は、当該経費の支払に係る専用の口座から自動口座振替により支払うことができる。</p> <p>(入札保証金)</p> <p>第81条 [略]</p> <p>2 前項の入札保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。 (1)・(2) [略] (3) 競争入札に参加しようとする者が、国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第82条第2項第3号及び第8号並びに第121条第2項第1号において同じ。)、地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。以下同じ。))又は宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例(平成22年宮崎県条例第25号)第2条第1号及び第2号に規定する法人(以下「出資法人等」という。)であるとき。</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第82条 [略]</p> <p>2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。 (1)・(2) [略] (3) 自治令第 167条の5及び第 167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間<sup>に</sup>国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約(長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの)を2回以上にわた</p>
--	--



あるもの)を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)・(5) [略]

(6) [略]

(7) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。

(8) [略]

(検査員の一般的職務)

第94条 [略]

2～5 [略]

6 検査員(管理者から委託を受けた検査員を除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該契約代金の額が100万円未満のものについては、債権者の請求書の余白に検査済の旨及びその年月日を記入し、記名押印してこれに代えることができる。

(見積書)

第121条 [略]

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を省略することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 官報、郵便切手その他公定価格の定めがあるものを購入するとき。

(4)・(5) [略]

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

宮崎県病院事業職員倫理規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成29年3月30日

宮崎県病院局長 土 持 正 弘

宮崎県病院局企業管理規程第2号

宮崎県病院事業職員倫理規程の一部を改正する企業管理規程

宮崎県病院事業職員倫理規程(平成19年宮崎県病院局企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(利害関係者との間における禁止行為)	(利害関係者との間における禁止行為)
第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。	第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 利害関係者から未公開株式(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。	(5) 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。
(6)～(9) [略]	(6)～(9) [略]
2・3 [略]	2・3 [略]

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

教育委員会規則

県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

**宮崎県教育委員会規則第1号**

**県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則**

県立学校職員の人事評価に関する規則（平成28年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 [略] (1) 人事評価 職務行動評価及び役割達成度評価の総称をいう。 。 (2)・(3) [略]  (4) [略]	(定義) 第2条 [略] (1) 人事評価 職務行動評価、 <u>役割達成度評価及び総合評価</u> の総称をいう。 (2)・(3) [略] (4) <u>総合評価 職務行動評価及び役割達成度評価の結果に基づき、職員の能力及び行動並びに業績について、総合的に評価することをいう。</u> (5) [略]

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

**宮崎県教育委員会規則第2号**

**市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則**

市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成28年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 [略] (1) 人事評価 職務行動評価及び役割達成度評価の総称をいう。 。 (2)・(3) [略]  (4) [略]	(定義) 第2条 [略] (1) 人事評価 職務行動評価、 <u>役割達成度評価及び総合評価</u> の総称をいう。 (2)・(3) [略] (4) <u>総合評価 職務行動評価及び役割達成度評価の結果に基づき、職員の能力及び行動並びに業績について、総合的に評価することをいう。</u> (5) [略]

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

**宮崎県教育委員会規則第3号**

**教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則**

教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(29年改正法附則第8項の適用を受ける者の場合) 第15条 [略] (免許法施行規則附則第38項の適用を受ける者の場合) 第15条の2 [略]	(29年改正法附則第8項の適用を受ける者の場合) 第15条 [略] (免許法施行規則附則第38項の適用を受ける者の場合) 第15条の2 [略] <u>(免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の適用を受ける者の場合)</u> 第15条の3 免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の適用を受

ける者が免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

ア 小学校教諭普通免許状を取得している者が幼稚園教諭二種免許状の授与を受けようとする場合

在職年数	教職に関する科目		最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目		
	保育内容の指導法		
1以上	3		3

イ 幼稚園教諭普通免許状を取得している者が小学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合

在職年数	教職に関する科目			最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
	各教科の指導法	道徳の指導法		
1	7	1	2	10
2以上	5	1	1	7

ウ 中学校教諭普通免許状を取得している者が小学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合

在職年数	教職に関する科目		最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目		
	各教科の指導法		
1	7		2
2以上	5		1

エ 小学校教諭普通免許状を取得している者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目		最低修得単位数
		教育課程及び指導法に関する科目		
		各教科の指導法		
1	7	2	2	11
2	5	1	2	8
3以上	5	1	1	7

オ 高等学校教諭普通免許状を取得している者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合

在職年数	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		
	各教科の指導法	道徳の指導法			
1	1	1	1	3	6
2以上	1	1	1	2	5

カ 中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を取得している者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合

在職年数	教職に関する科目		教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目			
	各教科の指導法			

		科目		
	1	2	6	9
	2 以上	1	4	6

  

<p>(在職年数による単位修得基準)</p> <p>第16条 第9条から第14条まで並びに第15条及び第15条の2までの規定の適用に当たっては、在職年数に応じ、それぞれ教科に関する科目欄（養護教諭の免許状にあっては養護に関する科目欄）に掲げる単位数、教職に関する科目欄に掲げる単位数及び教科又は教職に関する科目欄（養護教諭の免許状にあっては養護又は教職に関する科目欄）に掲げる単位数を含み、かつ、最低修得単位数欄に掲げる必要単位数を修得するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(単位の修得方法)</p> <p>第17条 免許法施行規則第11条、第12条、第13条及び第15条から第18条まで並びに同規則附則第4項並びに第9条から第15条の2までに規定する教科に関する科目、養護に関する科目、指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目、栄養に係る教育に関する科目、特別支援教育に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目及び養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、この章の定めるところによるものとする。</p> <p>(小、中、高、幼の教職に関する科目)</p> <p>第26条 [略]</p>	<p>(在職年数による単位修得基準)</p> <p>第16条 第9条から第14条まで並びに第15条から第15条の3までの規定の適用に当たっては、在職年数に応じ、それぞれ教科に関する科目欄（養護教諭の免許状にあっては養護に関する科目欄）に掲げる単位数、教職に関する科目欄に掲げる単位数及び教科又は教職に関する科目欄（養護教諭の免許状にあっては養護又は教職に関する科目欄）に掲げる単位数を含み、かつ、最低修得単位数欄に掲げる必要単位数を修得するものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(単位の修得方法)</p> <p>第17条 免許法施行規則第11条、第12条、第13条及び第15条から第18条まで並びに同規則附則第4項並びに第9条から第15条の3までに規定する教科に関する科目、養護に関する科目、指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目、栄養に係る教育に関する科目、特別支援教育に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目及び養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、この章の定めるところによるものとする。</p> <p>(小、中、高、幼の教職に関する科目)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>(小学校教諭の教職に関する科目)</p> <p>第26条の2 第15条の3のイ又はウの表の適用を受ける場合の各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法（ただし、幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）のうち、次の各号に定める単位を修得するものとする。</p> <p>(1) 最低修得単位数が7の場合にあっては、4以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。</p> <p>ア 4の教科の指導法を修得するときは、3以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を含むものとする。</p> <p>イ 5以上の教科の指導法を修得するときは、2以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を含むものとする。</p> <p>(2) 最低修得単位数が5の場合にあっては、3以上の教科の指導法について修得するものとし、3の教科の指導法を修得するときは2以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を含むものとする。</p>
---	--

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第4号

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(教育課程の編成)	(教育課程の編成)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 [略]	2 [略]

(連携型高等学校の教育課程)

第 4 条の 2 次の表に掲げる高等学校 (以下「連携型高等学校」という。) においては、施行規則第 87 条の規定により、対応する同表の右欄に掲げる中学校 (以下「連携型中学校」という。) における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

連携型高等学校名	連携型中学校名
宮崎県立福島高等学校	串間市立串間中学校

2 前項の規定による教育を施す場合は、連携型高等学校の校長は、あらかじめ連携型中学校の校長と協議するものとする。

## 附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 教育委員会訓令

国体・高校総体準備室設置規程をここに公表する。

平成 29 年 3 月 30 日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会訓令第 1 号

本 庁  
各出先機関  
各教育機関

## 国体・高校総体準備室設置規程

(目的)

第 1 条 県教育庁組織規則 (昭和 50 年宮崎県教育委員会規則第 4 号。以下「組織規則」という。) 第 16 条に基づき、平成 38 年度に開催予定の国民体育大会及び平成 31 年度に開催される全国高校総体 (南九州ブロック大会) に関する事務を処理させるため、教育庁に国体・高校総体準備室 (以下「準備室」という。) を置く。

(教育次長の主管及び共管)

第 2 条 教育次長 (総括) は、準備室を主管する。

2 教育次長は、前項の規定にかかわらず、主管事務のうち特に重要又は異例と認められる事務を共管する。

(職の設置)

第 3 条 県教育庁職員の職の設置に関する規則 (昭和 39 年宮崎県教育委員会規則第 9 号) 第 1 条の 2 に基づき、準備室に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
室長	上司の命を受けて、準備室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室長補佐	室長を補佐し、準備室の統括事務を処理する。

2 前項に規定する職のほか、準備室に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受けて、準備室の特定の事務を掌理する。
専門主幹	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする準備室の特定の事務を掌理する。
副主幹	上司の命を受けて、その相当高度の専門的業務に従事し、又は準備室の特定の事務を掌理する。
主査	上司の命を受けて、専門的業務に従事する。
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。
主任主事	上司の命を受けて、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命を受けて、事務に従事する。
主任技師	上司の命を受けて、複雑な技術に従事する。
技師	上司の命を受けて、技術に従事する。

(雑則)

第 4 条 この訓令に基づき設置される準備室は、組織規則第 1 条に規定される課 (室) とみなす。

2 この訓令に定めるもののほか、準備室に関し必要な事項は教育長が定める。

## 附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第 4 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 3（第10条関係）		別表第 3（第10条関係）	
路線名	区 間	路線名	区 間
[略]		[略]	
一般国道 219号	西都市大字黒生野字水洗1798番地先から宮崎市大字新名爪字宮田 141番 6 地先まで	一般国道 219号	西都市中妻 1 丁目 1 番地先から宮崎市大字新名爪字宮田 141番 6 地先まで
[略]		[略]	
一般国道 326号	[略]	一般国道 326号	[略]
一般国道 327号 (日向バイパス)	[略]	一般国道 327号 (日向バイパス)	[略]
[略]		一般国道 388号	延岡市川島町1258番 1 地先から延岡市大門町 304番 1 地先まで
県道西都インター線	[略]	県道浦城東海線	延岡市川島町 834番30地先から延岡市川島町1415番 1 地先まで
[略]		県道稲葉崎平原線	延岡市中川原町 4 丁目5225番 1 地先から延岡市祇園町 2 丁目 1 番 2 地先まで
県道高岡郡司分線	[略]	県道稲葉崎平原線	延岡市共栄町 1 番 1 地先から延岡市平原町 5 丁目1505番 5 地先まで
[略]		[略]	
県道石河内高城高鍋線	児湯郡木城町大字高城字町1262番 1 地先から児湯郡木城町大字高城字町1290番 3 地先まで	県道西都インター線	[略]
		県道宮崎インター佐土原線	宮崎市佐土原町下那珂字中溝2619番 4 地先から宮崎市佐土原町下田島字天神中須7605番地先まで
		[略]	
		県道高岡郡司分線	[略]
		県道高岡郡司分線	宮崎市高岡町下倉永字荒瀬 157番 1 地先から宮崎市清武町正手 3 丁目22番 3 地先まで
		県道南俣宮崎線	東諸県郡国富町大字田尻字浮島2238番52地先から宮崎市大字小松字受別府 214番 1 地先まで
		県道細島港線	日向市新生町 1 丁目 113番地先から日向市大字日知屋字古田町61番 1 地先まで
		[略]	
		県道石河内高城高鍋線	児湯郡木城町大字高城字町1262番 1 地先から児湯郡高鍋町大字北高鍋字天神鶴4622番 1 地先まで
		県道木城高鍋線	児湯郡高鍋町大字持田字島ノ下1860番46から児湯郡高鍋町大字持田字家床前2568番 1

県道高鍋高岡線	[略]	地先まで	県道高鍋高岡線	[略]
[略]			県道下北方古墳線	宮崎市矢の先町 150番 1 地先から宮崎市矢の先町 2 番 2 地先まで
県道都農綾線	児湯郡木城町大字高城字町1262番 1 地先から児湯郡木城町大字高城字町1277番 1 地先まで	[略]	県道都農綾線	児湯郡木城町大字高城字町1262番 1 地先から児湯郡木城町大字川原字本村 747番地先まで
[略]			[略]	
県道土生高千穂線	[略]	県道土生高千穂線	[略]	
[略]			延岡市道東出北通線	延岡市愛宕町 1 丁目 1 番 2 地先から延岡市出北 3 丁目 119番 7 地先まで
宮崎市道下北方通線	[略]	延岡市道中川原愛宕線	延岡市安賀多町 3 丁目 1 番 1 地先から延岡市愛宕町 3 丁目 4588番 2 地先まで	
[略]		延岡市道出北通線	延岡市安賀多町 3 丁目 3 番 10地先から延岡市中島町 4 丁目 84番 5 地先まで	
日南市道上郷谷之城線	[略]	[略]	宮崎市道下北方通線	[略]
[略]			宮崎市道下北方通線	宮崎市南花ヶ島町 322番 1 地先から宮崎市矢の先町 2 番 2 地先まで
[略]			宮崎市道下北方通線	宮崎市矢の先町 150番 1 地先から宮崎市大字小松字受別府 214番 1 地先まで
[略]			[略]	
[略]			日南市道上郷谷之城線	[略]
[略]			国富町道田尻平田線	東諸県郡国富町大字田尻字古川1997番 4 地先から東諸県郡国富町大字田尻字口坪1413番地先まで
[略]			[略]	

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 30 日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第 5 号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和44年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
署名	交番、駐在所等名称	位置		署名	交番、駐在所等名称	位置	
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
高鍋警察署	川南検問所 伊倉駐在所 塩付駐在所	[略] 同 同	川南町大字平田 川南町大字川南	高鍋警察署	川南検問所 塩付駐在所	[略] 同	川南町大字平田 川南町大字川南
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。